

以下入国・検疫要件・必要書類をご確認ください。

お客様カテゴリーは、以下を参照

お客様 カテゴリー	対象	条件
①	1) カナダ国籍のお客様	-
	2) カナダ永住資格を所持するお客様	-
	3) 労働 VISA (Work permit) 所持するお客様 4) 学生 VISA (Student permit) 所持するお客様	<p>・当該 visa 所持するお客様については visa 申請の一環である E-medical の有効期限内（申請承認後から一年以内）に渡航する必要あり</p> <p>尚、当該 visa が期限内であったとしても E-medical の有効期限が切れていた場合、VISA は無効</p> <p>・学生 VISA (Student permit) を所持するお客様は上記とあわせて、参加プログラム開始日より起算し、原則 4 週間以内の入国に限る</p>
	5) 観光目的で、且つワクチン接種済みのお客様	カナダ政府認証のワクチンを接種済みで、ワクチン接種証明書を Arrival CAN にアップロード済みであること
	6) カナダ国籍または永住資格を所持するお客様の家族 (*1)	<p>以下全ての条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダに 15 日以上滞在すること(但し、隔離措置の免除対象のお客様の場合は、滞在期間の制約はなし) ・家族関係を証明する書類を所持していること <p>(*1)「家族」は以下いずれかに該当する場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、法的パートナー、内縁関係 ・子（扶養者(22 歳未満で、かつ内縁関係のパートナーがいないこと)に限る、親はカナダ国籍者または永住権保持者の配偶者・法的パートナー・内縁関係でも可) ・孫（扶養者(22 歳未満で、かつ内縁関係のパートナーがいないこと)の子に限る、かつ自身も扶養されていること) ・親、義理の親、親または義理の親の配偶者・法的パートナー ・内縁関係・保護者
	7) カナダへ一時的に居住している人の家族(*1)であり、カナダ移民・難民・市民権省(IRCC)から渡航を許可された証明書を所持するお客様	留学生の家族(*1)の場合には、留学生の支援のために渡航が必須であることを証明できれば IRCC から渡航を許可された証明書は不要

お客様 カテゴリー	対象	条件
①	8) カナダ国籍または永住資格を所持するお客様の拡大家族	<p>以下全ての条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダに 15 日以上滞在すること(入国後 14 日間の隔離措置のため。但し、隔離措置の免除対象者の場合は、滞在期間の制約はなし) ・家族関係を証明する、署名された法的宣言書を所持していること ・カナダ移民・難民・市民権省 (IRCC) から渡航を許可された証明書を所持していること ・家族関係を証明する、その他証明書を所持していること 例) 出生証明書、住民票など
	<p>9) その他のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府職員またはカナダ政府の領事官により、近親者と再会するために、カナダに入国することを書面にて許可されたお客様 ・一時居住 VISA を取得するための要件を免除される者及びその近親者 ・COVID-19 対応を目的とし Minister of Health の招待でカナダに入国するお客様 ・カナダ軍または訪問部隊員及びその近親者 ・カナダ移民法第 95 条(2)に基づく保護対象のお客様 ・公衆衛生局員が、カナダ滞在中に公衆衛生に重大な害を及ぼすリスクがないことを確認したお客様、または不可欠なサービス(essential services) を提供するお客様 ・外務大臣、市民権移民大臣または公安・非常時対応準備大臣が、国益にかなうと判断したお客様 ・有効な就労許可を有する者または就労許可が書面にて承認されているものの許可証を受領していないお客様 ・有効な就学許可を有する者または就学許可が書面にて承認されているものの東部夏時間 2020 年 3 月 18 日 00:00 までに就学許可証を受領していないお客様 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記要件に該当しており且つ該当していることを証明する書類・査証を所持していること <p>*カナダに入国せず国際線に乗り継ぐお客様は対象外</p>

お客様 カテゴリー	対象	条件
①	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分野の学生としてカナダでの就労を許可されたお客様 ・緊急サービスの提供者としてカナダで就労を許可されたお客様 ・雇用証明を所持する医療資格所持するお客様 ・必要な医療機器の輸送・修繕・維持を目的として渡航するお客様 ・カナダ国内における医療行為を目的とした細胞、血液、血液製剤、組織、臓器等を輸送し、相当な期間滞在するお客様 ・カナダ永住権の申請が承認され、東部夏時間 2020 年 3 月 18 日 00:00 までに書面による承認通知を受領しているお客様 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記要件に該当しており且つ該当していることを証明する書類・査証を所持していること *カナダに入国せず国際線に乗り継ぐお客様は対象外

国籍	お客様カテゴリー①		左記以外
	有	無	
ワクチン接種証明書			
入国・乗継ぎ可否	可		不可
COVID-19 陰性証明書	不要	要 (いずれか)	—
快復証明書			—
ArriveCAN	要		—
到着時の PCR 検査(*1) *5 歳未満の旅客は対象外	要 (自己負担)		—
隔離措置(*2)	不要	自主隔離 (14 日間)	—

(*1) 到着時の PCR 検査

・事前に、到着後 PCR 検査の Pre-registration (<https://www.lifelabs.com/YVRtest>) が必要です

*以下に該当するお客様は対象外

- 医療業務などに従事する (essential services) お客様
- カナダ入国を伴わない国際線へ乗継ぐお客様 (不可抗力の運航便イレギュラー等により、やむを得ず入国が必要となった場合には、都度検疫の指示に従う必要があります)
- 12 歳未満、かつワクチン接種済みの保護者と同伴するお客様
- 出発 10 日～180 日前までに、COVID-19 陽性であった旨の証明書を所持するお客様
- 同伴者のいない 18 歳未満のお客様 (別途検疫から代替手段の指示がございます)

・入国 14 日前までに、カナダ政府認証のワクチン接種を(「ワクチン接種証明書」参照)完了し、ワクチン接種証明書を ArrivalCAN にアップロード済みのお客様は、到着後の PCR 検査はランダムに実施されます。

※2022 年 6 月 30 日まで到着後のランダムに実施される PCR 検査は一時停止

*以下に該当するお客様は対象外

- 医療業務などに従事する (essential services) お客様
- カナダ入国を伴わない国際線へ乗継ぐお客様 (不可抗力の運航便イレギュラー等により、やむを得ず入国が必要となった場合には、都度検疫の指示に従う必要があります)

(*2) 隔離措置

国籍に関わらず、全てのお客様は、カナダ到着後の国内線乗継も可能です。

*国内線乗継については、「その他-カナダ出発時の取扱い」をご確認ください